

千葉市立海浜病院栄養サポートチーム運営委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 外来および入院患者の栄養状態を評価し、治療の效果に悪影響を与えると判断された栄養不良患者に対し適切な栄養療法を選択、実施するため、千葉市立海浜病院栄養サポートチーム運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、院長の指名により、次に掲げる職にある委員をもって組織する。

- (1) 内科系、外科系医師
 - (2) 看護師
 - (3) 薬剤師
 - (4) 臨床検査技師
 - (5) 言語聴覚士
 - (6) 管理栄養士
- 2 委員会は、栄養サポートチーム（以下「NST」という。）専任者1名を置く。
- 3 栄養サポートチームの専任者は、NST実地研修を修了している者とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、適切な栄養療法を選択・実施することにより、治療効果の向上、合併症の減少、QOLの向上、在院日数の減少、医療費の減少、医療の質向上等を図るため、以下に掲げることを行うものとする。

- (1) 原則、週1回程度の栄養状態の改善に係るカンファレンス及び回診の実施
- (2) カンファレンス及び回診の所見のカルテ記載
- (3) 主治医へ対象患者の栄養療法に関する評価、提言について報告
- (4) 職員からのコンサルテーション（患者紹介、栄養相談）に随時応じること
- (5) 院内活動として勉強会の定期的な開催
- (6) NST実地研修施設として院外・院内からの研修生を定期的に受け入れること

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、院長の指名する医師をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、月1回の開催を原則とし、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、審議した事項について記録し、保管する。

(報 告)

第6条 委員長は、委員会の審議内容及び結果を院長に報告しなければならない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務はNST専任者が行う。

- 2 NST専任者は、次の各号に掲げる庶務を行う。
 - (1) 委員長・副委員長と連絡し、委員会での審議事項の検討
 - (2) 委員会の準備・記録
 - (3) カンファレンス及び回診の準備・進行・記録・書類作成等に係る調整
 - (4) 委員会主催の勉強会・講習会の手配
 - (5) NST専門療法士実施修練の準備・進行
 - (6) NST専門療法士の資格取得の促進、院内への周知
 - (7) NST稼働施設認定等に関する申請書類作成
 - (8) 診療報酬用件に関する認許可の申請書類作成

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱の制定により、千葉市立病院栄養サポートチーム運営委員会要綱(平成28年9月1日改正)を廃止する。

附 則

この要綱は平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年12月14日から施行する。